

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年2月20日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町農林水産課において令和8年3月6日から同月27日まで縦覧に供する。

令和8年2月27日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）安田古郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神懸通地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）迎地地区